

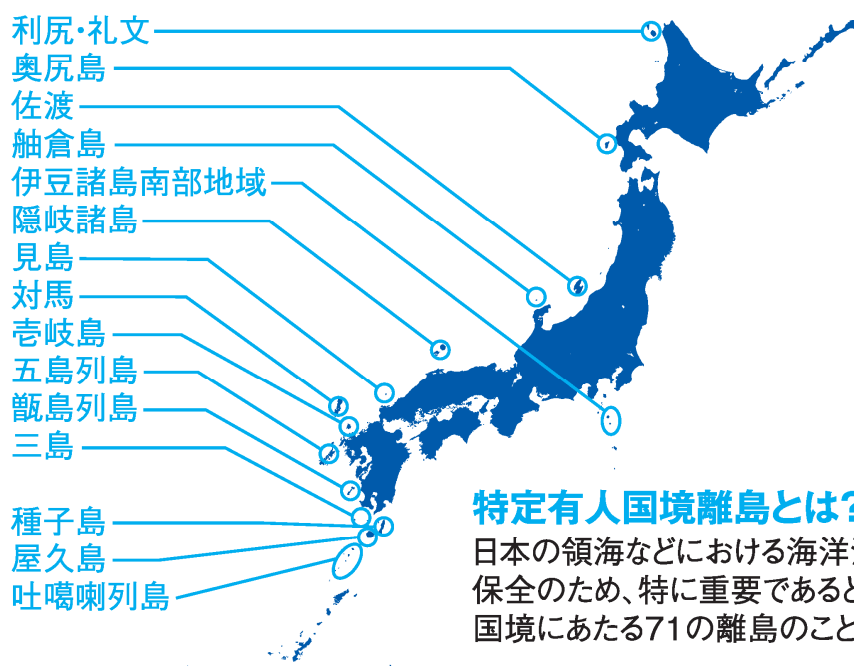
令和9年度

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金

－ 雇用機会拡充事業 －

公募要領

特定有人国境離島



特定有人国境離島地域における民間事業者等の雇用拡大に伴う、創業・事業拡大等に必要な設備資金や運転資金を支援します。

令和8年11月 鹿児島県西之表市

目 次

1. 事業目的	・ ・ ・ 2
2. 募集について	・ ・ ・ 2
3. 補助対象者	・ ・ ・ 2
4. 事業の実施要件	・ ・ ・ 3
5. 雇用に関する要件	・ ・ ・ 4
6. 事業計画期間	・ ・ ・ 5
7. 補助対象経費	・ ・ ・ 6
8. 補助対象事業費の上限額	・ ・ ・ 7
9. 事業計画書の作成	・ ・ ・ 7
10. 審査選定	・ ・ ・ 8
11. 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	・ ・ 10
12. 事業実績報告の作成	・ ・ ・ 11
13. 応募手続き	・ ・ ・ 11
14. 個人情報の管理	・ ・ ・ 12
15. 事業スケジュール	・ ・ ・ 13
別表 雇用機会拡充事業の対象経費	・ ・ ・ 14
提出必要書類	・ ・ ・ 16
【記載例】	
別記様式 1 地域社会維持推進交付金事業申請書	・ ・ 18
別記様式 2 地域社会維持推進交付金事業計画書	・ ・ 19
別記様式 3 地域社会維持推進交付金事業収支予算書	・ 30

1. 事業目的

雇用機会拡充事業は、特定有人国境離島地域（※注）における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、雇用増に直接寄与する創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助することにより、特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充を行い、定住、定着、移住の促進を図ろうとするものです。

※注 特定有人国境離島地域とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められる離島であり、全国で71の離島が指定されています。

2. 募集について

① 事業説明会（※予約制）

- ・ 令和8年11月16日（月）15：00～16：00（場所：市役所3階庁議室）
- ・ 令和8年11月20日（金）18：00～19：00（場所：市役所3階庁議室）

- ・ 説明会申込期限：16日の説明会を希望される方は、13日（金）まで
20日の説明会を希望される方は、前日の12時まで

- ・ 申込先（西之表市 経済観光課 商工政策係 0997 - 22 - 1111 内271、274）

※ 説明会に出席した事業者のみ、補助申請を行うことができます。

※ 島外事業者については、別途ご相談ください。

② 申請（書類提出）期限（市役所2階 経済観光課商工政策係）

令和8年12月25日（金）※ 申請書類必着期日

3. 補助対象者

事業実施者は、対価を得て事業を営む法人又は個人であって、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- ① 本市に居住して創業する者（事業を承継する者を含む。）
- ② 本市の事業所において事業拡大を行う者
- ③ 主として本市の商品、サービス等の販売を目的として特定有人国境離島地域以外の地域において創業する者

※市内にて雇用を創出することが条件となります。

雇用機会拡充事業の実施者は、公序良俗に問題のある業種を除き、業種による制限はありません。但し、訴訟や法令順守上の問題を抱える者でなく、公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者である必要があります。

創業とは

- ・ 個人開業若しくは会社等を設立し、新たに事業を開始すること（新規創業）
- ・ 既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始すること（事業承継による創業）※設備投資等を行って付加価値を向上させることが必要

事業拡大とは

- ・ 既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るために雇用拡大、設備投資等を行うこと

4. 事業の実施要件

雇用機会拡充事業を実施する者は、以下の要件（①～③：留意事項）を満たす必要があります。

① 西之表市内にて雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること。具体的には、それぞれの場合に応じて、以下の要件を満たすことが必要です。

イ) 創業の場合、補助金等による助成終了後においても当該事業が継続又は拡大する成長性が見込まれること。

ロ) 事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために新たに従業員を雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれること。

ハ) 特定有人国境離島地域以外の地域において創業する場合、計画期間内に当該事業者と直接取引のある西之表市の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又

は付加価値額の増加及び西之表市における従業員の新たな雇用に寄与し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれること。

- ② 本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものであること。
- ③ 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること。

(留意事項)

- ・ **ビジネスベースで成立する事業に対して補助**を行うものであり、**交付金を充当してどのように対価を得て事業を営むか(ビジネスモデル)が不明確な単なる施設改修、設備費等は対象外**となります。
- ・ 地方公共団体が実施すべき事業や、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業など、どのように対価を得て事業を営むか不明確な事業は対象外です。
- ・ 島内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品又はサービスに係る事業であって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねないものは対象外です。
- ・ 交付決定日以降の創業又は事業拡大が交付対象事業となります。
※市による補助金交付決定後に事業を開始することが必要となります。
- ・ 同一の事業者が同じ年度に複数の申請をすることはできません。

5. 雇用に関する要件

雇用機会拡充事業は、特定有人国境離島地域における新たな雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う事業者への支援を行うものです。雇用に関する要件については、以下（①～⑥）のとおりです。

なお、補助金による助成終了後も、雇用が継続しているかどうか確認するため、賃金台帳の確認、雇用保険加入の状況の確認、従業員の連絡先の把握等により、モニタリングを行います。補助金による助成期間のみ雇用しているなど、雇用が継続していない場合、補助金の返還を求めることがあります。

- ① 計画期間中に一週間の所定労働時間が20時間以上の従業員を新たに雇用し、計画期間終了後もその雇用を継続していただく必要があります。（所定労働時間が週20時間以上の常用雇用者※を雇用人数の最小単位として計算してください。これ未満の雇用者は、補助事業の実績とできません。）

※常用雇用とは、事業所に常時雇用され、期間を定めずに雇用されている人をいいます。なお雇用保険の対象者となります。

※賃金は、鹿児島県の最低賃金額を満たす必要があります。

- ② 西之表市内に居住して創業する場合には、自らを「雇用」とみなすことができます。
- ③ 市補助金交付決定日以前に雇用した従業員は、「新たに雇用した者」には該当しません。
- ④ 雇用した者が退職、解雇等となった場合については、速やかに別の者を雇用する必要があります。
- ⑤ 雇用機会拡充事業は、地域社会を維持することを目的としていますので、事業期間終了後も継続して雇用することが求められます。事業終了後に、雇用した者を直ちに解雇、雇い止め等するような計画にあっては、雇用機会拡充事業の対象となりませんのでご注意ください。
- ⑥ 新規学校卒業者を雇用する場合には、採用の決定が事業計画期間内（市補助金交付決定日から実績報告日まで）に行われており、計画期間終了後概ね1か月以内に正式に雇用を開始する場合には、雇用とみなすことができます。

※雇用した者は住所（生活の本拠）が西之表市にある必要があります。例えば、市外に居住している者が、市外の事業所の指揮命令下で出張等により市内の業務に従事している場合など、西之表市内の事業所の雇用が増加したと認められないものについては、本事業による雇用には該当しません。

6. 事業計画期間

令和9年度の雇用機会拡充事業の事業計画期間は、原則として、市による交付決定日（令和9年5月予定）から令和10年3月までです。事業実施の計画期間にはご配慮ください。建物の改修や設備の導入など、計画期間内に全て完了するような計画を立ててください。完了していない場合、補助金の交付はできません。

ただし、西之表市では、以下の類型に該当する事業を実施しようとする者については、地域社会維持にとって特に重要であると認めることから、最長で5年間の事業計画の申請を受け付けることとしています。

なお、複数年の事業計画申請が受け付けられた場合であっても、採択の可否は年度ごとに判断することとなりますのでご注意ください。

また、雇用機会拡充事業の実施は有人国境離島法の期限である令和8年度までの予定となっています。有人国境離島法の延長、交付金制度の継続により、雇用機会拡充事業も継続する可能性があります。

西之表市が特に重要であると認める事業は以下のとおりです。

【複数年事業計画申請】

- ・ 地域全体の経済又は雇用を特に拡大させる効果があり、国が定める基本方針の記載内容（島と国内外との間で人が交流し、モノ・カネの対流と島内経済の拡大を生み出すような事業。例えば、島の製品のブランド化・販路拡大・付加価値向上、地域商社機能の創出、島全体の人材確保・派遣機能の創出、宿泊施設の魅力向上・協業化、シェアリングエコノミーの導入、DMO機能の創出、外国人旅行客の呼び込み等）に合致しており、地域社会の維持にとって重要な事業であって、次のいずれかに掲げる事業。

- ①「西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略（市ホームページ掲載）」に掲げる基本方針に合致し、基本目標及びK P Iの達成に大きく寄与する事業。
- ②島内の経済及び雇用を特に拡大させる効果がある事業。
- ③鹿児島県計画にあらかじめ具体的な事業名及び事業実施者が明記されている事業。
- ④鹿児島県計画に複数年度計画の選定に係る基準が明記されており、この基準を満たす事業。

- ・ ただし、複数年度の事業実施者が次に掲げる事由に該当する場合には、以降の補助金を交付することはできません。

- ①事業実施者となった事業者の事業所全体における雇用者数が、前年度の補助金等交付決定日における雇用者数を下回っている場合。
- ②翌年の事業計画において、交付対象経費として計上している人件費の対象となる者以外の雇用創出効果が見込まれない場合。
- ③事業開始日が属する年度における当該事業による収入額（補助金等収入を除く。）が必要経費（売上原価、販売費、一般管理費、その他税務上必要経費と算入できる経費をいう。）を上回って黒字となる場合。

7. 補助対象経費

雇用機会拡充事業の補助対象経費は、別表1（雇用機会拡充事業の対象経費）のとおりです。補助対象経費は、事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類（本見積書・領収証・契約書等）によって金額が確認できるものに限り、また、支出を行うに当たっては、以下（①～⑦）に留意してください。

- ① 事業を実施する上で必要不可欠なものに限定してください。
- ② これまでの事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費、元々採用が予定されていた者の人件費など、創業・事業拡大と支出経費の因果関係で明確に説明できない経費は対象となりません。
- ③ 市補助金交付決定日前や実績報告後の契約や支出等した経費は、補助対象経費に含めることはできません。
- ④ 不動産、自家用車その他の個人・法人の資産形成につながるもの及びパソコン、電話、FAX、タブレットその他の汎用性が高く、事業に直接必要かどうか判別が不明確な物品は対象となりません。
- ⑤ 短期間しか使用しないもの等、レンタル等で対応する方が合理的であると考えられるものは設備の設置・購入ではなく、リース・レンタルで対応してください。
- ⑥ 国や地方公共団体等の他の補助事業により補助対象となっている経費については対象となりません。
- ⑦ 補助対象経費の支払は、クレジットカードなどポイントが付与されるような支払いではなく、銀行振り込みにて手続きをお願いします。

8. 補助対象事業費の上限額

補助対象となる事業費は、下表の左欄の区分毎に応じ右欄の額となります。事業実施者は、補助対象事業費の4分の1以上の額は自己負担する必要があります。

区 分	補助金の上限額
創 業	450 万円 ※補助対象事業費の上限額：600 万円
事業拡大	1,200 万円 ※補助対象事業費の上限額：1,600 万円
設備投資を伴わない事業拡大※	900 万円 ※補助対象事業費の上限額：1,200 万円

※設備投資を伴わない事業拡大とは、設備費又は改修費を経費に計上しないものを指します。

※消費税額は補助対象経費となりません。

※審査結果にて減額の可能性があります。

※市予算の範囲内での補助となります。

9. 事業計画書の作成

事業実施者は、地域社会維持推進交付金事業計画書（別記様式2）に事業内容や資金計画などを記載するとともに、以下の内容について記載して提出してください。

1) 業績評価指標の設定

本事業では、事業の効果を測り、早期の自立化を促す観点から、補助金交付決定後3年後まで（これより長い計画期間で事業を実施する事業については、計画期間の終期まで）、以下のいずれかの項目を業績評価指標として設定の上、成果目標を定めて計画を作成してください。

- ① 付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計額）
- ② 経常利益（営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの）
- ③ 売上高

2) 鹿児島県計画との整合

鹿児島県では、特定有人国境離島地域における地域社会の維持を目的として、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第4条に規定する国の基本方針に基づき、同法第10条に規定する鹿児島県計画を策定しています。この計画には、地域における雇用機会の拡充を図るための施策について記載していますので、申請する事業内容について計画と整合する部分について記載する必要があります。鹿児島県計画については、以下のホームページを参照してください。

鹿児島県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画

鹿児島県ホームページ→県政情報→かごしまの紹介→かごしまの島々

3) 補助対象経費の算定

補助対象となる事業費は年度ごとに算定を行います。そのため、事業全体に係る資金計画のほか、事業計画書の「3 経費明細書」には申請を行う年度に係る補助対象経費のみを記載してください。

10. 審査選定

応募者からの事業計画等の提出書類（13. 応募手続き参照）の申請を受けて、「4. 事業の実施要件」「5. 雇用に関する要件」に関する適合性について1次審査（書類・現地調査等）を行った上で、西之表市雇用機会拡充事業補助金審査会を開催して、雇用創出効果が高く、かつ、事業性、成長性、継続性が見込まれるかどうかを審査し、国の意見を考慮した上で、西之表市長が事業採択を行います。

※ 審査会（申請者出席）については、令和9年1月26日(火)を予定しています。

日程については申請者に改めてご連絡いたします。

※ 市予算（令和9年度予算）の範囲内での採択となります。

審査は、以下の観点から審査を行い、採択について書面で通知（令和9年3月頃）します。

① 雇用創出効果

事業計画に記載された雇用が確実に確保される見込みがあるとともに、事業計画期間終了後も、継続して雇用がなされ、さらに拡大していく見込みがあること。また、事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。

3人以上の常用雇用がなされる事業を優先的に採択することとしますが、これ以外であっても、地域性（地域の歴史、文化等に根差しており、哲学、ストーリーが語り得る可能性がある等）があるようなものについても採択します。

② 事業性、成長性、継続性の判断

イ) ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて、より妥当性・信頼性があること。

ロ) 商品やサービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確となっていること。事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。販売先等

の事業パートナーが明確になっていること。

- ハ) 補助金による助成期間終了後も事業が継続され、売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性が高いこと。補助金による経費負担がなくなると、事業継続や生産能力の維持ができないような事業ではないこと。

③ 雇用機会拡充事業の趣旨への合致（※重要）

審査に当たっては、本事業の趣旨に合致するような事業であるかどうかについて、以下に掲げる基準を踏まえて行います。

イ) 島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業であること

(代表的な例：島を代表する産品及び観光のブランド化、販路拡大、付加価値向上、流通効率化を図るものなど、主に島外の顧客を対象にして商品又はサービスを提供するもの)

ロ) 島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスにもかかわらず、現状で島内に提供する事業者が存在しないため、島外の事業者に依存せざるを得ない状況を改善する事業であること

ハ) 特定有人国境離島地域以外の地域から事業所を移転して行う事業、特定有人国境離島地域以外の地域から移住して創業する事業など、島への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業であること

ニ) 島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働けるような環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果があるもの

ホ) 宿泊施設や飲食店等において、施設の多言語対応や無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 整備、外国人向けメニュー開発を行うなど、訪日外国人旅行者の受入環境整備を伴う事業であること

④ 資金調達の見込み

事業を進めるにあたっては、必要な事業資金が確保されている必要があります。補助金は、事業終了後の確定（精算）払いとなるため、自己資金相当額に加えて、補助金が交付されるまでの事業資金についても十分に調達が見込まれていることが必要です。

事業計画書の「2 事業内容」の資金計画の補助金交付相当額の手当手法については確実に記載してください。

1 1. 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金

雇用機会拡充事業に採択された場合、補助金が実際に支払われるのは、市への補助金実績報告書の提出（令和10年3月上旬まで）により、適切な事業の実施を確認した後の精算払いになります。それまでの間は、自己資金にて事業を実施する必要がありますので、十分にご留意ください。

国（内閣府）では、本補助金と併せて、別途、特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給事業を実施しており、指定金融機関から無利子（低利）融資【最長5年間（元金据え置きあり）、融資上限額7,200万円】が受けられる可能性があります。ご利用を検討される方は、以下に記載した照会先までご連絡ください。

鹿児島銀行、鹿児島県信用漁業協同組合連合会

鹿児島県信用農業協同組合連合会、鹿児島県相互信用金庫

種子屋久農業協同組合、南日本銀行（五十音順）

1 2. 事業実績報告の作成

採択された事業実施者は、事業実施期間を含めて3年間（これより長い計画期間で事業を実施する事業については、当該計画期間の終期まで）の事業実施状況について事業実績報告書（別記様式）に記載し、報告する必要があります。

1 3. 応募手続き

雇用機会拡充事業の申請書類や手続きは以下のとおりです。

（1）提出書類

- ・ P16～P17【提出必要書類】を参照してください。

- ・様式は、西之表市ホームページでも公表しています。

種子島 西之表市サイト>イベント・募集>

有人国境離島の交付金を活用した【雇用機会拡充事業】のご案内
若しくは「雇用機会拡充事業」と市ホームページで検索

(2) 提出期限

令和8年12月25日(金)

※説明会に出席した者のみ申請を受け付けます。

(3) 提出先及び照会先

〒891-3193 鹿児島県西之表市西之表7612番地

西之表市役所 経済観光課 商工政策係(雇用機会拡充事業 担当)

TEL: 0997-22-1111 (内 271・274) FAX: 0997-24-3111

E-mail shoukou@city.nishinoomote.lg.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送にて

※応募書類及び添付書類等については、「14. 個人情報の管理」に基づいて適切な管理を行います。

※特別なノウハウや営業上の機密事項については、法的保護(特許・実用新案等の手続き)を行うなど、応募者自身の責任によりご対応ください。

※提出された応募書類及び添付書類は返却しません。

14. 個人情報の管理

本事業への応募に係る提出書類により、西之表市が取得した個人情報については、補助事業者による審査・採択・事業管理以外に利用することはありません。(ただし法令等により提出を求められた場合を除きます。)なお、国及び鹿児島県も審査、選定、事業管理等において、本事業に関与し、申請者の情報を共有します。

15. 事業スケジュール

時 期	市経済観光課 商工政策係	応募者（事業者等）
令和8年10月26日（月） ）	事業周知開始 説明会受付	① 公募要領等を確認 ② 説明会申込 ③ 事業計画書（案）を作成
令和8年11月16日（月） 令和8年11月20日（金）	事業説明会開催（※予約制）	
令和8年11月24日（火） ） 令和8年12月11日（金）	相談対応 ※基本的にはメール 12月9日（水） よろず支援拠点経営アドバイザーによる事前相談会（予約制）	事業相談
令和8年12月14日（月） ） 令和8年12月25日（金）	申請書類提出受付期間 ※添付書類を十分確認してください。書類が不備の場合、不採択となることがあります。	申請書類一式提出
令和8年12月25日（金） ） 令和9年1月13日（水）	書類審査・現地調査 ※申請書類（必要書類）の確認のため連絡することがあります。	
令和9年1月13日（水）	審査会開催通知 ・事業不採択通知 （一次審査）	審査会準備
令和9年1月26日（火） 予定	審査会開催（事業内容の説明）	
令和9年2月	候補者リストを国へ提出	※国からの質問に対応していただくことがあります。
令和9年3月下旬予定	国からの採択通知	
	応募者へ採択 （不採択）通知	
	市雇用機会拡充事業補助金説明会（予定）	
	申請受付	市に補助金交付申請を提出
令和9年4月	補助金交付決定	事業開始（※交付決定後）
	※必要に応じ、中間検査や書類提出	
令和10年3月10日まで	実績内容を精査	事業終了 市に実績報告一式を提出
令和10年3月20日まで	補助金交付確定通知	
令和10年3月31日まで	補助金支払 （精算払）	補助金請求

※スケジュールについては変更される可能性があります。

※書類審査の採択・不採択は、審査会開催通知をもってかえさせていただきます。

別表1 雇用機会拡充事業の対象経費

対 象 経 費	経 費 内 容
設 備 費	○創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む） ○上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 ○上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用 注）中古品については、価格設定の適正性が明確なものに限ります。 注）売上増加につながらない単なる老朽化設備・施設の更新は対象になりません。 注）土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象になりません。
改 修 費	○事業の用に供する建物および建物附属設備の改修費（建物と住居等が明確に分かれているものに限る。） 注）土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象外
広告宣伝費	○広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費 ○商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等）
店舗等借入費	○創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）

人 件 費	○創業又は事業拡大に伴って新たに雇用する従業員の給与、賃金 ○創業・事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金 ○給与・賃金は1人当たり常勤雇用の場合は、月額40万円、非常勤雇用の場合は、月額25万円、パート・アルバイトは日額10千円/人を上限とする。 注) 代表者、役員（創業者、雇用主等）及びその親族（生計を一にする三親等以内）に対する人件費は対象外
研究開発費	○商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等へ謝金、旅費等）
島外からの事業所・雇用従業員の移転費	○島外から市内への事業所及び新たに雇用する者の移転・引越経費、従前の事業所の原状回復費その他移転に係る諸経費
従業員の教育訓練経費	○従業員の資格取得（離島で取得できないもの）・研修・講習受講にかかる経費（創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。） 注）求職者の人材育成にかかる経費や、創業・事業拡大に伴わない教育訓練費、創業者の教育訓練経費は対象になりません。

【提出必要書類】

申 請 書 類	部 数
1. 地域社会維持推進交付金事業申請書（別記様式1）	原本 1 部
2. 地域社会維持推進交付金事業計画書（別記様式2）	原本 1 部
3. 地域社会維持推進交付金事業収支予算書（別記様式3）	原本 1 部
4. 2. 3を記録した電子媒体（CD-R）または メールによるデータ提出	一式
5. 補足資料（必要に応じて添付してください。）	原本又は写し 1 部

添 付 書 類	部 数
創 業 ○市税等完納証明書（原） ○積算明細書、見積書等の経費の詳細が確認できる書類（コ） ○住民票（原） ○建物及び建築附属設備の改修、設備の設置を行う場合は、予定する建物の位置図、改修前の写真、仕様書等を添付（コ） ○店舗等借入の場合は、予定する建物の位置図（コ） ○仕様書（コ） ○備品計画書・車両計画書（コ） ○研究開発計画書（コ） ○従業員の教育訓練の経費の内訳と計画（コ）	各 1 部 ※(原)原本提出 ※(コ)コピー可

事業拡大	【個人事業主の場合】 ○市税等完納証明書（原） ○積算明細書、見積書等の経費の詳細が確認できる書類（コ） ○住民票（原） ○直近（受付確認ができるページ含む2年分）の確定申告書（コ） ○建物及び建築附属設備の改修、設備の設置を行う場合は、予定する建物の位置図、改修前の写真、仕様書等を添付（コ） ○店舗等借入の場合は、予定する建物の位置図（コ） ○仕様書（コ） ○備品計画書・車両計画書（コ） ○研究開発計画書（コ） ○従業員の教育訓練の経費の内訳と計画（コ）	各1部 ※(原)原本提出 ※(コ)コピー可
事業拡大	【法人の場合】 ○法人と代表者の市税等完納証明書（原） ○定款（コ） ※証明印が必要 ○履歴事項全部証明書（原） ○直近（2年分）の決算書（貸借対照表、損益計算書）（コ） ※NP0 法人等の場合は、事業報告書 ○積算明細書、見積書等の経費の詳細が確認できる書類（コ） ○建物及び建築附属設備の改修、設備の設置を行う場合は、予定する建物の位置図、改修前の写真、仕様書等を添付（コ） ○店舗等借入の場合は、予定する建物の位置図（コ） ○仕様書（コ） ○備品計画書・車両計画書（コ） ○研究開発計画書（コ） ○従業員の教育訓練の経費の内訳と計画（コ）	各1部 ※(原)原本提出 ※(コ)コピー可

※申請書類等について、各応募者は原本若しくはコピー等を各自保管してください。

※原本が必要な書類については、申請年の1月1日以降の日付のものをご提出ください。

※提出書類に不備や不足がある場合には、申請を受け付けることはできません。

第1号様式（第9条関係）

記載例

年 月 日

西之表市長 八板 俊輔 様

申請者	住 所	鹿児島県西之表市〇〇〇XXXX番地
	名 称	株式会社 〇〇〇〇〇
	代表者	代表取締役 西之表 太郎

令和9年度西之表市雇用機会拡充事業採択申請書

法人の場合は代表者印
※社印ではありません

令和9年度西之表市雇用機会拡充事業補助金に係る事業を実施したいので、西之表市雇用機会拡充事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 雇用機会拡充事業計画書（別記第2号様式）
- 2 雇用機会拡充事業収支予算書（別記第3号様式）
- 3 その他

雇用機会拡充事業計画書

記入日: 令和 X 年 X 月 X 日

1. 申請者概要(※1)

ふりがな 事業者名	ゆうじんりとう 株式会社 有人離島	区 分	☒ 法人 ☐ 個人
ふりがな 代表者氏名	りとう ゆうこ 離島 有子	生年月日	☐ 大正 ☒ 昭和 ☐ 平成 55 年 1 月 23 日 (41 歳)
所在地	〒XXX-XXXX ●●県* *市▲▲町 123	TEL	XXX-123-4567
		FAX	
担当者連絡先	(氏名) 海洋 一郎 (E-mail) kaiyo@XXX.co.jp		
	(TEL) XXX-123-4567 (FAX) XXX-123-4568		
現在行っている 事業の概要 (※2)	設立(創業): 平成 XX 年〇月、親から事業承継(平成 XY 年〇月、法人化) 事業の概要: ●●県▲▲島にて、トマトを主とした野菜の有機栽培を行っている。		
資本金又は 出資金 (※2)	5,000 千円	事業者全体の雇用者数 (週 20 時間以上勤務する 雇用者数、役員を含む) (※2)	5 人
		うち、特定有人国境 離島地域全体におけ る雇用者数	5 人
職歴(※3)	年 月		
	年 月		
	年 月		
過去の申請の 有無	☐ 今回初めて雇用機会拡充事業に申請する ☐ 現在、雇用機会拡充事業を実施中である(年度目) ☒ 過去に雇用機会拡充事業を実施したことがある		

(※1) 事業計画書提出時点の情報を記載してください。

(※2) 「2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要」の「申請区分」が「創業」の場合等、事業計画書提出時に事業を行っていない場合は記載不要です。

(※3) 「2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要」の「申請区分」が「事業拡大」の場合、記載不要です。

2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要

申請区分	☐ 創業 ☒ 事業拡大 ☐ 特定有人国境離島地域外の創業	
事業計画期間 (※1)	(事業開始日) 令和9年 5月1日 ~ (事業終了日) 令和10年 3月 31日	
雇用創出人数 (※2)	事業計画期間内に、新たに雇用する予定の人数(週 20 時間以上勤務する雇用者数で、役員を含む)	4 人
該当する選定基準(※3)	☒ア 島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業である ☐イ 離島地域であることによって生じている島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事業である ☐ウ 特定有人国境離島地域以外からの地域から事業所を移転して行う事業、特定有人国境離島地域以外の地域から移住して創業する事業など、島への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業である ☐エ 島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働くことができる環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果がある ☐オ 宿泊施設や飲食店等において、施設の多言語対応や無料公衆無線 LAN (wi-fi) 整備、外国人向けメニュー開発を行うなど、訪日外国人旅行者の受け入れ環境整備を伴う事業である	
事業概要 (※4)	1. 既存事業の概要(※申請区分が「創業」の場合は記入不要です。) 平成 XX 年〇月に●●県▲▲島において家業の農家を継ぎ、有機栽培にこだわった農業を営んでいる。平成 XY 年〇月に株式会社化した。主にトマトを主軸に季節の野菜を育てており、育てた野菜は、島内向けの販売だけでなく、島のブランド品として JA 等を通じて島外にも幅広く販売している。また、一部の野菜は島内で加工を行っている事業者へ依頼し、ジュースやピクルスなどに加工され、土産物として販売されている。 2. 新たに拡大する事業の概要 事業所の場所 ・離島名: ▲▲島 ・所在地: ●●県 * * 市 ▲▲町 456 事業概要 本交付金を活用し、農産加工品を製造・販売するための設備投資を行い、売上増を図るための事業拡大を行う。	

背景(動機)、事業性、成長性、継続性等

(1)背景(動機)

- ・ 自分(申請者)は▲▲島の出身で、大学を機に上京し、東京のホテルで勤務をしていたが、7年前にUターンして家業の農家で働きながら経験を積み、3年前に家業を継いだ。有機栽培にこだわった野菜は島の風土も加わり、非常に味も良く、徐々に知名度も上がってきている。一方、島に来る観光客や東京の知人からは、島で食べた美味しい野菜を本土に帰ってから楽しめるように、日持ちがするジュース、パスタソース、ピクルス等を求める声も多数届くようになった。
- ・ 現在、島内の加工事業者に依頼してジュース等を作っているが、製造量や種類のバリエーションも少なく、且つ提供の方法も島内の土産店に置いてあるのみで、購入機会が限定的となっていることから、自分の作った野菜を様々な方法で本土(遠方)の人たちにも是非味わって頂きたいと考え、これまで顧客ニーズを調べ、メニューの考案や試作を行ってきた。先日、野菜ソムリエの資格を取得したこともあり、この機会を捉えて自ら農産加工品を製造・販売するための設備投資を行い、売上増を図るための事業拡大を行いたい。
- ・ 具体的な事業計画は以下の通り。

(2)コンセプト

自家栽培の安心安全な有機野菜を使った商品を提供し、島のおいしさをご自宅で気軽に楽しんでいただくと共に、島のブランド化に貢献し、交流人口の増加に繋げる。

- ・ 商品： トマトと季節野菜を使ったパスタソース、ディップソースの他、ミネストローネ(スープ)、ラタトゥユ、カレーのパウチ(徐々に商品数を増やしていく考え)。
- ・ ターゲットの顧客： 気軽に自宅で料理を楽しみたい人、健康的で安心安全なものを食べたいと思っている子育て世代。
- ・ 商品の販売方法： 島内及び県内の土産物店での販売、オンライン販売。展示会・商談会等、本土でのイベントに出店。

(3)現状分析等

- ・ 市場分析： 総務省が発表している「家計調査報告」のデータをもとに、中食に 該当する食品にかかわる購入性向の推移を確認すると、主食系の調理食品は 20XX 年から毎年平均●%増と、好調に推移しており、自宅での食事を楽しむ方が増えている傾向が見て取れる。同調査から調理食品の消費支出傾向を見ても、同様に 20XX 年から●%増加している。今後は新しい生活様式として自宅で過ごす時間も長くはなるが、一方でテレワークなど自宅での勤務もあり、手軽に自宅で食事が楽しめるレトルトや瓶詰めなどの加工品の消費も好調に推移すると予想され、また、外食を制限しつつ自宅での食材にこだわる(高価格)傾向も見られることから、将来的にも安定した市

場であるとする。

- ・ 自社の強み、優位性: 原材料となる野菜を自家栽培していることにより、安定した仕入れが可能となる。自らが育てた野菜であり、安全性にも自信をもって提供することができる。また、地元(島)出身であること、野菜ソムリエの資格を有しており、野菜の栄養価、素材に合わせた調理法に関する知見を有しているため、こだわりをもった商品開発ができ、他社との差別化も図れる。

(4) 販売促進方法

- ・ 島内、県内の土産物店での販売。オンラインでの販売。展示会や本土でのイベントに参加し、出張販売を行う。
- ・ 島で採れる野菜の旬の時期、おすすめの調理法(焼く、蒸す、煮る、炒める等)等が一目でわかる野菜マップを活用し、お客様がイメージしやすい工夫をする。
- ・ 有機野菜について、生産者の紹介、品種、栽培、収穫時の工夫、商品については野菜ソムリエ監修のこだわりポイント、といった情報を発信する。また、近々収穫予定の野菜や商品についての情報も発信することで、次回の購入につなげる。
- ・ リーフレットやショップカードをフェリー発着場所近く(観光協会に協力依頼)に置く。自治体が発行する島内案内パンフレットや小冊子等への掲載を通じ、観光客へ売り込む。
- ・ ターゲット顧客層に人気のある雑誌やサイトなどでの広告掲載、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブ等を活用し、有機野菜の知識、食材のこだわり、商品を使ったレシピの公開をし、オンライン販売へ誘導する。
- ・ 主に贈答用として、島内の他事業者(パスタ等の麺類製造、オリーブオイル、塩、コメ、クラフトビール等)と連携したセット商品も販売することで、島内の他事業者との連携を強め、島全体での販売強化につなげる。

(5) 販売計画

- ・ 1年目 売上 X,XXX 千円
(パスタソース ****千円、ディップソース ****千円)
- ・ 2年目 売上 XX,XXX 千円
(パスタソース ****千円、ディップソース ****千円、スープ ****千円)
- ・ 3年目 売上 XX,XXX 千円
(パスタソース ****千円、ディップソース ****千円、スープ ****千円、ラタトゥイ ****千円)

※詳細は別紙のとおり

事業内容と都道 県計画との整合 性、基本方針と の関連性	鹿児島県計画の「民間事業者の創業・事業拡大等の促進」における、地域資源を生かした島外需要の取り込みに該当する。
---------------------------------------	---

(※1) 交付決定予定日から実績報告書提出予定日までの日付を記入してください。複数年度事業(年度を跨ぐものを含む)の場合、事業開始日は初年度の交付決定予定日を、事業終了日は最終年度の実績報告書提出予定日を記入してください。

(※2) 申請区分が「創業」の場合で代表者が離島地域に居住する場合、代表者を人数に含めてください。

(※3) 最も合致する基準項目を一つ選択してください。

(※4) 申請区分が「事業拡大」の場合、既存事業と新たに拡大する事業の内容をそれぞれ明確に記入してください。

3. 当該年度に係る交付対象経費明細(※1)

費 目	交付対象経費(単位:円)		経費の内訳
	(消費税込)	(消費税抜)	
(1) 設備費又はこれに係る減価償却費	5,758,023	5,234,567	作業台、シンク、搾汁機、真空包装機、大型冷蔵庫等
(2) 改修費又はこれに係る減価償却費	3,300,000	3,000,000	加工場改修(排水整備等)
(3) 広告宣伝費	605,000	550,000	パッケージデザイン、展示会・商談会出展費用、ホームページ制作
(4) 店舗等借入費	1,056,000	960,000	加工場家賃(80,000円/月)×12月
(5) 人件費(※2)	5,800,000	5,800,000	常勤雇用 25万円/月×10月×2人 パート 1000円/時×80H×10月×1人
(6) 研究開発費	660,000	600,000	新商品開発費
(7) 島外からの事業所・雇用従業員の移転費			
(8) 従業員の教育訓練経費			
合 計	17,179,023	16,144,567	

(※1) 当該会計年度の経費を記入してください。複数年度事業(年度を跨ぐものを含む)の場合、事業計画期間における全ての経費を会計年度ごとに作成することとし、次年度以降の交付対象経費については「7. 事業計画期間に係る経費」に記入してください。

(※2) 人件費の内訳は、「常勤雇用」「非常勤雇用」「パート・アルバイト」のいずれにあたるのかを明確にした上で積算金額(単価、人数、月数(日数)等)を記入してください。

4-1. 事業計画に係る資金計画(令和9年5月～令和10年3月)

事業に必要な資金		金額(千円)	資金調達の方法	金額(千円)
設備資金	中古建物(加工場)	4,400	(1) 自己資金	3,579
	作業台、シンク	1,358	(2) 金融機関からの借入	6,000
	搾汁機、真空包装機、	3,300		
	大型冷蔵庫	1,100	(3) その他(親族からの借入、 本交付金以外の補助金等)	0
	加工場改修(排水設備等)	3,300		
	(小計)	13,458	(4) 本交付金(補助金)	12,000
運転資金	広告宣伝費	605	<補助金交付までの手当>	
	加工場賃料	1,056		
	人件費	5,800	(自己資金 金融機関からの借入② その他(親族からの借入等))	2,000
	試作品開発	660		
	(小計)	8,121		10,000
合計		21,579	合計	21,579

交付金(補助金)以外の資金について、金融機関からの借入予定がある場合に記載してください。

交付金(補助金)が支給されるまでの間、どのように資金を調達するのか記載してください。

(※)事業開始予定日から一年間程度の資金計画を記入してください。

(※)「事業に必要な資金」の合計額と「資金調達の方法」の合計額が一致するように記入してください。

(※)資金調達の方法に「金融機関からの借入」がある(予定している)場合、次頁「4-2. 金融機関からの借入金の調達状況」の該当する箇所にチェック(✓)してください。

(※)本事業実施にあたり、本交付金以外の補助金(国、都道府県、市町村)の支給を受ける(予定)／受けている場合、「4-3. 他の補助金等の利用状況」を記入してください。

4-2. 金融機関からの借入金の調達状況

■上記「(2) 金融機関からの借入①」に係る資金【金額: 6,000 千円】

✓	金融機関からの借入金に係る調達状況等
	既に調達済み(本事業の採択を前提に融資の確約を得ている場合を含む) 金融機関名:
	未調達(以下①～③の中から具体的な状況に✓をつけてください)
✓	① 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しており、具体的に調達のめどが立っている) 金融機関名: 日本政策金融公庫
	② 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しているが、まだ調達の目途は立っていない) 金融機関名:
	③ 将来的に調達する見込み(未だ金融機関に相談していない)
	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金を申し込む(予定)

■上記「(4) 本交付金(補助金)」の「金融機関からの借入②」に係る資金【金額: 10,000 千円】

✓	金融機関からの借入金に係る調達状況等
	既に調達済み(本事業の採択を前提に融資の確約を得ている場合を含む) 金融機関名:
	未調達(以下①～③の中から具体的な状況に✓をつけてください)
	① 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しており、具体的に調達のめどが立っている) 金融機関名:
✓	② 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しているが、まだ調達の目途は立っていない) 金融機関名: ●●銀行
	③ 将来的に調達する見込み(未だ金融機関に相談していない)
✓	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金を申し込む(予定)

(※)複数金融機関、あるいは同一金融機関から複数回融資を受ける場合は、それぞれの状況がわかるように記入してください。合計金額が「4. 事業計画に係る資金計画」の「金融機関からの借入」金額と一致するように記入してください。

4-3. 本事業に係る他の補助金等の利用状況

国の補助金等<1>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日
国の補助金等<2>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日
都道府県・市町村の 補助金等<1>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日
都道府県・市町村の 補助金等<2>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日

5. 事業スケジュール

具体的な事業内容	
1年目	令和9年 5月 加工場改修、ホームページ制作 6月 3名雇用(常用2名、パート1名)、新規雇用者への実務研修開始 7月 加工開始 8月 販売開始 秋以降 新商品開発開始、展示会・商談会等へ出展
2年目	令和10年 既存商品の増産 展示会・商談会等のイベントに出展(臨時雇用1名) 新商品販売開始
3年目	令和11年 耕作面積拡大、商品の増産 加工場に(常用)1名雇用 展示会・商談会等のイベントに出展 オンライン広告宣伝・販売を強化
4年目	
5年目	

(※)1年目は交付決定日から1年間程度の事業内容を記載してください(2年目以降も同様)。

(※)本交付金の事業計画期間が1年間であっても3年間の計画を策定してください。事業計画期間が3年を超える申請の場合は5年間の計画を策定してください。

6. 業績評価指標及び雇用達成計画

業績評価 指標	事業実施にあたり、以下のいずれかの業績評価指標を設定(✓)してください。	
		① 付加価値額(営業利益、人件費、減価償却費の合計額)
		② 経常利益
	✓	③ 売上高

(単位:千円)

業績評価指標 達成計画 (※)	直近年度 R8 年 1 月～ R8 年 12 月期	1年度目 R9 年 1 月～ R9 年 12 月期	2年度目 R10 年 1 月～ R10 年 12 月 期	3年度目 R11 年 1 月～ R11 年 12 月 期	4年度目 年 月～ 年 月期	5年度目 年 月～ 年 月期	6年度目 年 月～ 年 月期
① 付 加 価 値 額							
(営 業 利 益)							
(人件費)							
(減価償却費)							
② 経 常 利 益							
③ 売 上 高		5,000	13,000	15,000			

事業者の整理がしやすい月で区切って構いません。(決算月、自治体の会計年度等)

(※)上記「業績評価指標」で設定した指標(①～③のいずれか)について、数値目標を記入してください。なお、指標は補助金収入を除いた金額としてください。

雇用達成 計画	直近年度 R8 年 3 月末	1年度目 R9 年 3 月末	2年度目 R10 年 3 月 末	3年度目 R11 年 3 月 末	4年度目 年 3 月末	5年度目 年 3 月末	6年度目 年 3 月末
特定有人国 境離島地域 全体における 雇用者数	5 人	8 人	8 人	9 人		人	人
うち、雇用 機会拡充 事業にお ける雇用 者数	5 人	8 人	8 人	9 人	人	人	人

7. 事業計画期間に係る経費(複数年度にわたる事業計画のみ)

(単位:千円)

	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目
設備費又は これに係る 減価償却費	(内訳) 加工場設備 1,235 絞汁機等 3,000 冷蔵庫 1,000	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)
(小計)	5,235					
改修費又は これに係る 減価償却費	(内訳) 加工場改修 3,000	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)
(小計)	3,000					
その他	7,910	6,789	7,890			
合 計	16,145	6,789	7,890			

記載例

第3号様式（第9条関係）

雇用機会拡充事業収支予算書

1 収入

（単位：円）

項目	金額	収入内訳
自己資金	2,230,000	
金融機関からの借入金	6,000,000	●●銀行 ※借入予定の銀行名を記入
本事業の売上金、 親族からの借入金		申請する補助金額
市補助金	12,000,000	西之表市雇用機会拡充事業補助金
その他		
収入合計	20,230,000	

※収入合計と支出合計は同額にすること。

2 支出

（単位：円）

項目	金額	支出内訳
消費税抜き 設備費	6,000,000	○○機械
改修費	8,000,000	倉庫改修費
広告宣伝費		
店舗等借入費		
人件費	4,500,000	3人×150,000円×10ヶ月
研究開発費		
島外からの事務所・雇用 従業員の移転費		
従業員の教育訓練経費	300,000	機械設備免許取得費
補助対象事業費計…①	18,800,000	
補助対象外経費	1,430,000	消費税合計（1,430,000円） ※消費税額は各項目で計算
支出合計	20,230,000	①+補助対象外経費

※収入合計と支出合計は同額にすること。

※支出合計額は補助対象外経費を含む額とする

※補助対象事業費には消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は含まない

（市補助金申請額）

上記補助対象事業費計 ①	①と補助対象事業費上限額を 比較し小さい方の額 ②	市補助金申請額 ③ ※1,000未満の端数は切り捨て
18,800,000円	16,000,000円	12,000,000円

※補助対象事業費の上限額（創業の場合は600万円、事業拡大は1,600万円、設備投資を伴わない事業拡大は1,200万円）

※市補助金申請額は、②の4分の3以内の金額となります。